

化製場等に関する法律

(許可を与えない場合)

第4条 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第1項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては都道府県知事は、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

- 一 人家が密集している場所
- 二 飲料水が汚染されるおそれのある場所
- 三 その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所

化製場等に関する法律施行条例

(法第八条の施設の構造設備の基準)

第四条 法第八条において準用する法第四条の条例で定める法第八条に規定する製造又は貯蔵の施設の構造設備の公衆衛生上必要な基準については、別表第一（貯蔵の施設については、化製室に関する部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同表中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。

別表第一（第三条、第四条関係）

化製場の構造設備の公衆衛生上必要な基準

一 次の要件を備える原料貯蔵室及び化製室を有すること。

イ 床は、不浸透性材料（石、コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で作られ、かつ、適当な勾配及び排水溝が設けられていること。

ロ 内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも一・二メートルまで不浸透性材料で腰張りされていること。

ハ 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

ニ 換気扇を備えた排気設備その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備又は脱臭設備が設けられていること。

ホ 昆虫の出入りを防止することができる網張りその他の設備が設けられていること。

二 汚物だめ及び汚水処理設備を有すること。ただし、汚水を公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）に直接流出させることができる場合にあっては、汚水処理設備を有することを要しない。

三 汚物だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。

四 汚物だめの周辺の地面で、汚物を搬出入する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。

五 原料貯蔵室及び化製室から汚水処理設備又は公共下水道等に通ずる排水溝が設けられていること。

六 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

七 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。

化製場等に関する法律施行細則

(化製場等の設置の許可の申請)

第二条 法第三条第一項（法第八条において準用する場合を含む。）の規定により化製場、死亡獣畜取扱場又は法第八条に規定する施設（以下「化製場等」という。）の設置の許可を受けようとする者は、化製場又は死亡獣畜取扱場にあっては様式第二、法第八条に規定する施設にあっては様式第三による申請書正副二通に、次に掲げる書類を添えて、その化製場等の所在地を管轄する保健所長を経て、知事に提出しなければならない。

- 一 化製場等の配置図
- 二 化製場等の構造設備を明らかにした図面
- 三 化製場等の周囲百メートル以内の状況を明らかにした図面
- 四 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し